

フィリピンの選挙行政における情報通信技術 (ICT) の導入：2010年同時選挙の全国的自動化を中心に

木村 昌孝 (茨城大学人文学部教授)

要約

フィリピンでは、1992年より選挙行政への情報通信技術 (ICT) の本格的導入が断続的に進められてきた。それは、不正防止や効率化 (投票から開票・集計までの時間短縮等) の必要性に対処するためのものであった。これまでムスリム・ミンダナオ自治地域に限られていた投票から開票・集計までの自動化が、2010年同時選挙において初めて全国的に実施された。本稿は、フィリピンの選挙について、選挙行政研究の立場から、選挙人登録、投票、開票、及び集計の4つの局面におけるICT導入の経緯と現状について紹介したうえで、選挙権の保障、不正防止、及び選挙行政の合理性 (正確性、効率性、経済性) の3つの観点から分析し評価する。これら3つの要素は多くの場合トレード・オフの関係にあるので、民主政治におけるリーダーシップの正当性に不可欠な選挙の信頼性を損なわないように、様々な要請のバランスをとらなければならない。

キーワード：フィリピン政治、選挙行政、電子投票、選挙自動化、情報通信技術と選挙

1. はじめに

フィリピンでは、2010年5月の同時選挙において、マークシート方式による投開票と開票・集計結果の電子送信を柱とする選挙自動化が全国的に実施された。この試みは、一部に厳しい批判 (CenPEG, 2010) はあるものの、開票・集計時間を大幅に短縮し、一部地域を除き秩序だった選挙を実現する等、一応の成功を収めたと言える。本稿は、フィリピンの選挙行政におけるICTの導入について、その背景と経緯を概観したうえで、今回の全国的自動化を中心に、選挙行政研究の立場から分析し評価する。

選挙研究において、最も広範に研究されてきた下位分野は、投票行動、選挙制度、及び政党制度の3つであろう。それらに比べ、選挙行政は、最近学問的関心が高まってきた選挙研究の下位分野であり、「投票の促進と選挙の管理運営に関連し、選挙管理組織、選挙行政官の行動と特質、選挙運営過程、及び選挙政策の実施を含む (EARC,

2011)」と定義される⁽¹⁾。選挙サイクルに沿って述べれば、選挙行政制度設計、選挙実施計画、選挙行政官の訓練、有権者教育、選挙人登録、選挙運動規制、投票、開票、集計、選挙争訟、選挙結果の確定等に関する事柄が研究対象となる⁽²⁾。研究及び実践分野としての選挙行政は、第三世界と旧共産圏諸国における民主主義の育成と定着の関心から1980年代中頃より発展してきた (Pintor, 2000: 15; International IDEA, 2006: 1)。ここでは、民主主義の根幹をなす自由で公正な選挙を実現することが最重要課題であり、この観点から多くの研究がなされてきた。とりわけ選挙管理機関の構成と役割等に焦点を当てたものが顕著である⁽³⁾。更に、実践的要請と結びつき、国際選挙制度財団や民主主義・選挙支援国際研究所のような調査研究と同時に選挙行政の支援を行う組織が現れた (IFES, 2011; International IDEA, 2011)⁽⁴⁾。これら組織及びその関係者により専門的論文とともに選挙行政の概説書や実践的マニュアル及び多くの国別調査報告書が蓄積されている⁽⁵⁾。他方、

これらと並行し、それまで政治学や行政学の周辺で扱われて来たに過ぎなかった先進民主主義諸国の選挙行政も、様々なレベルでの改革の必要性が認識され、活発に研究されるようになった⁽⁶⁾。特に米国では、2000年大統領選挙を契機にこの傾向が加速された (Atkeson & Saunders, 2007: 655)。ICTに焦点を当てれば、選挙の運営方法を大きく変える可能性を持つものとして重要視されており、電子投票を初めとする投開票技術が研究の中心を占めてきた (Alvarez & Hall, 2008) 一方、選挙人登録及び本人確認、有権者への情報提供、在外選挙等、他の諸局面での活用も注目されている。

ここで、フィリピンの選挙行政を取り上げることは、2つの点で有意義であろう。第一に、選挙における不正や非効率など様々な問題が政治的不安定の原因の1つになっているため、その改革がフィリピンにおける民主主義の定着にとって重要であり、そして第二に、ICTの導入が問題の解決策として関係者の多くに期待されてきたからである。しかしながら、その重要性にも拘らず、フィリピンの選挙行政に焦点を当てた本格的な研究は、まだ少ない (Calimbahin, 2011: 103)。早くは、タンカンコによる不正の研究 (Tangcangco, 1992) があるが、最近では、カリンバヒンによる選挙管理委員会に焦点を当てた著作 (Calimbahin, 2009; & 2011) が注目されるぐらいである。他には、国際選挙制度財団による現状分析と改革提言を中心とした報告書 (IFES, 2006; Erben, et. al., 2004) が挙げられる。ICTに関しては、自動化が実施された1996年以来、論説や意見書の類は数多いが、本格的な研究論文はまだ非常に少ない⁽⁷⁾。日本語では、五十嵐 (2011) が若干言及しているのを除けば、正面から取り上げたものは1992年から2007年までの事実関係を中心に扱った木村 (2008) 以外にない。

以上に鑑み、本稿は、フィリピンの選挙行政におけるICTの導入を、(1) 選挙人登録、(2) 投票、(3) 開票、及び(4) 集計の4つの局面において検討する。分析と評価は、(1) 選挙権の保障、(2) 不正の防止、及び(3) 選挙行政

の合理性、の3つの観点から行う。これら3つの観点は、選挙の管理運営において要求される様々な要素を総合して構成されており、選挙行政の分析と評価を行う場合の基準となっている⁽⁸⁾。第一に、選挙権は、保障されるべき基本的人権、とりわけ参政権の最も重要な要素である。本研究の文脈では、ICT導入前との比較において、有権者が投票し、投票意図を選挙結果に反映させることがどれだけ容易になったかがポイントとなり、選挙人登録者数、投票率、及び無効票のレベルで評価されうる⁽⁹⁾。第二に、選挙制度利用の容易性の改善は、不正防止を犠牲にせず達成されなければならない。第三に、全ての問題解決と制度改善は、選挙行政の合理性の範囲において追求されなければならない。これには、正確さ、効率、及び経済性が含まれる。上記3つの観点から導かれる諸要請は、多くの場合トレード・オフ関係にあるので、バランスをとる必要がある。不正の防止と選挙権の保障は矛盾する場合があるし、両者を完璧に実現するためには、狭義での効率や経済性を犠牲にせざるを得ない。また、第三の観点に含まれる3要素の間にもトレード・オフ関係が存在する。例えば、ICT導入費用は、フィリピンのような発展途上国にとっては大きな負担である。更に、適度な冗長性は、クロスチェックによる正確さの確保 (そして不正防止) に不可欠だが、効率及び経済性と相反する可能性がある。もちろん、様々な要請のバランスは、民主政治におけるリーダーシップの正当性に不可欠な選挙の信頼性を損なわないようにとらなければならない。

以下の議論は、6つの節から構成される。次の第2節では、フィリピンの選挙制度を概説する。第3節では、フィリピンにおける選挙行政の4つの局面に関し、手作業による伝統的方法を記述するとともに、そこで問題となってきた様々な不正と非効率をICT導入の背景として把握する。第4節では、これまでのICT導入過程を概観する。第5節は、2010年同時選挙における全国的自動化に焦点を当て、その全体像を描く。第6節では、その実績を分析し評価する。最後の第7節では、

フィリピンの事例のインプリケーションを日本を含むより広い文脈で考察する。

2. フィリピンの選挙制度

フィリピンの選挙制度は、スペイン植民地時代に町（プエブロ）レベルの役職者が選挙で選ばれていたのを別にすれば、アメリカ植民地時代に導入された。その対象は、地方の役職から始まり、1907年開設の議会議員、そして1935年発足の独立準備政府の正副大統領と拡大されていった。選挙権は、当初、要件を満たせるのは事実上地主階級に限定されていたが、1935年には、読書き能力を前提に全ての成人男性に拡大され、1937年には女性にも認められた（Carlos, 2004: 31-38）。

1946年の独立後も、いくつかの制度変更があったが、マルコス独裁体制期（1972～1986）を除き、基本的にはアメリカ型大統領制の下で選挙が行われてきた。現在、任期6年の正副大統領、上院議員（3年毎に半数改選）、任期3年の下院議員（8割を小選挙区、2割を政党名簿制から選出）、任期3年の正副州知事、州評議員、正副市長及び町長、市及び町評議員、ムスリム・ミンダナオ自治地域の正副知事及び議会議員、そして村（バラングイ）長及び村評議員が選挙で選ばれる。1992年よりは、同自治地域及びバラングイ選挙以外、全ての国政選挙及び地方選挙が3年毎（但し大統領選挙は6年毎）同時に実施されており、2013年には、同自治地域選挙の同時化が予定されている。

選挙の管理・運営は、1940年に設置された選挙管理委員会が担当する。同委員会は、現在、委員長を含む7名の委員（任期7年）の下、マニラ本部に約2千人、地方に1,600人余りの市、町、及び州レベルの選挙担当官（Election Officer）を含む約3千人の常勤職員を擁している。但し、選挙期間中の業務には、全ての投票区に設置される選挙監査員会（通常、公立学校の教師3名で構成）の委員を初め、膨大な人員が他の政府機関及び民間から動員される（Garber, 1993: 9; Erben, et. al., 2004: 8 & 16）。更に、NAMFREL（National

Movement for Free Elections）やPPCRV（Parish Pastoral Council for Responsible Voting）等の民間団体が選挙監視活動を行っており、その中の1つは、選挙管理委員会により公認された資格において活動する。また、外国からの監視団も受け入れられている。

3. 伝統的選挙行政とICT導入の背景

フィリピン選挙最大の問題は、不正と非効率である。したがって、ICTの導入は、主に不正防止と選挙行政の合理化の観点から行われてきた。不正は、アメリカ植民地時代以来、様々な局面で行われており、独立後悪化し、マルコス独裁体制下で最高潮に達した⁽¹⁰⁾が、1986年の民主化以降も根強く存在し、選挙の信頼性を失わせる程である。非効率の問題については、投票日から当選者確定まで数週間かかる場合が少なくないことに如実に表れている。特に、国政選挙と地方選挙の同時化による選挙の大規模化がより問題を大きくした。以下、選挙行政の4つの局面における手作業による伝統的方法とそれぞれにおける不正と非効率を概観する。

3.1 選挙人登録

フィリピンの選挙人登録は、有権者自身が申請する。伝統的登録方法は、全て手作業であった。選挙前に設定された1日限りの登録日に、有権者が宣誓供述書を提出し、選挙監査委員会が供述書を基に通常タイプライターで投票区毎にアルファベット順の選挙人名簿を作成する。名簿は、人々の閲覧に付され、数週間後の改訂日に選挙監査委員会が名簿を修正し確定する。選挙と選挙の間は、選挙人名簿は変更されず、したがって、死亡又は転出した者を削除し選挙権を得た者を追加する改訂は行なわれない（Garber, 1993: 36）。

選挙人登録における不正として、二重登録、死亡者及び転居者を名簿から意図的に削除しないままにすること、選挙人を意図的に削除することが挙げられる（Santiago, 1991: 1-20）。非効率の問

題としては、選挙人登録日を狭く限定せざるを得ないため名簿の継続的アップデートがなされない、名簿をアルファベット順以外に配列し直すことが事実上不可能である、統計処理が困難である等が大きかった。

3.2 投票

選挙人は、投票日の決められた時間帯に投票所（通常、複数の投票区が割り振られる）に行き、選挙監査委員に身分証明書を提示し選挙人名簿に記載された名前と照合された上で、自書式投票用紙（資料1参照）を受け取り、候補者名を手で書き入れ、投票箱に投じる。正副大統領、上院議員（半数改選の12名）、小選挙区選出下院議員、政党名簿制選出下院議員（1政党名）、正副知事、州評議員（数名）、正副市長又は町長、市又は町評議員（数名）の全てを選挙人が選んだ場合、投票用紙には30以上の候補者名が書かれる（文末の参考資料1参照）。

投票における不正として、二重登録又はなりすましによる複数回投票、買収や脅迫、投票用紙の不正利用（投票箱への事前詰め込み等）や投票箱のすり替えが挙げられる（Santiago, 1991: 21-26）。

3.3 開票

開票は、投票終了直後、投票所にて、立会人を含む人々の前で投票区毎に行われる。選挙監査委員長が投票箱から一枚ずつ投票用紙を取り出し、書かれた候補者名をいちいち声に出して読み上げ、もう1人の委員がそれにしたい開票用紙に印（日本の正に相当するⓂ）を記入し、3人目の委員が開票板に印を記入する。全ての投票用紙につき以上の作業が終了した後、候補者毎に記入された印を数え、その合計が各候補者の最後の欄に書き入れられる（Garber, 1993: 21）。

このような開票作業は、非常に非効率である。1枚の投票用紙には、多数の候補者名が書かれ、開票用紙及び開票板の候補者名はアルファベット順に並んでいるが、選挙人がアルファベット順に書くとは限らない。更に、悪筆で判読困難な場合

がある。したがって、このような投票用紙を前提にした手作業での開票作業は、長時間とならざるを得ない。実際、多くの投票区で開票し開票結果を市町レベルの選挙担当官に送致するのに数日かかっている（Garber, 1998: 9-13）。また、開票結果の改竄が行われることがある（Santiago, 1991: 21-30）。

3.4 集計

各投票区の開票結果は、市又は町の集計委員会にて手作業で集計され、市町レベルの当選者が宣言される。市町内の各投票区から送付された開票結果は、投票区毎の開票報告書に書き写され、開票報告書を基に集計証明書が作成される。各市町の集計証明書は、州の集計委員会に送付され、集計される。州集計委員会は、州レベルの当選者及び下院小選挙区の当選者を宣言するとともに、州集計証明書を2組作成し、1組を正副大統領候補の集計と当選者の宣言を行う議会に、もう1組を上院議員候補及び下院政党名簿制選挙の集計と当選者の宣言を行う選挙管理委員会に送付する（Supreme Court, 2004b: 42）。

選挙人200名につき1投票区を基準に全国33万余りある投票区の開票結果を手作業で集計する限り、上記のように下のレベルから順を追って積み上げていくしか方法はない。しかしながら、それは、長い作業時間を必要とし（市町レベルでの票の集計に2週間から4週間かかることがある）、作業の遅延が不正の機会と疑惑を招き、当選者確定前の異議申し立てが作業の中断を生む等の悪循環も生じている。実際、市町及び州レベルの集計過程での得票数の不正操作及び集計表の改竄が最大の問題である（Santiago, 1991: 31-48）。

4. ICT 導入過程

4.1 選挙近代化作戦

フィリピンの選挙におけるICTの本格的導入は、選挙管理委員会が1992年に策定した選挙近代化作戦に始まる。この作戦は、（1）柔軟な法的

枠組みの形成、(2) 選挙人登録方法の体系化、(3) 投票から当選者確定までの選挙過程の近代化、(4) 継続的選挙教育キャンペーンの実施、(5) 情報技術システムの設計と運用、(6) 施設と設備の改善、(7) 一部機能の地方への分散と選挙管理委員会の組織改革、及び(8) 選挙管理委員会の人材開発と動機付け、という8項目から成っていた（COMELEC, 2001）。これらを具体化し実施するため、選挙管理委員会は、国連開発計画の援助を得て、プランニング作成を米国の国際的選挙行政コンサルタントと2人のフィリピン人情報専門家に委託した。そして、その後のフィリピン選挙システム近代化の方向を決定することになる米国人コンサルタントが提出した報告書の核心がICTの導入であった。具体的には、手作業での選挙における不正と非効率に対処するため、選挙人登録、開票、及び集計のコンピューター化、並びに選挙管理委員会内における情報サービス管理局の創設が提案されている（Garber, 1993: 21-52）。

4.2 ムスリム・ミンダナオ自治地域における 1996年自治地域選挙及び1998年同時選挙

フィリピン初のICTを本格的に利用した選挙は、ムスリム・ミンダナオ自治地域で正副知事及び自治地域議会議員を選出する同自治地域選挙で実施された1996年のパイロット・テストであり、議会議員当選者は、48時間以内に、正副知事当選者は、72時間以内に宣言されるという画期的成果を上げた。このパイロット・テストは、1998年同時選挙の全国的自動化を目指して行なわれたのであるが、1998年においても同自治地域のみにおいて自動化が実施された（COMELEC, 2001）。

上記2つの選挙は、基本的に同一方式であり、それぞれ「ムスリム・ミンダナオ自治地域コンピューター化選挙パイロット・テスト法（共和国法第8046号）」及び「1997年自動化選挙システム法（共和国法第8436号）」に基づいていた。その特徴は、マークシート式投票用紙による投票、投票所から開票センターへの投票用紙の物理的送致、開

票センターにおけるマークシート読取り機による開票と開票結果のプリントアウト、投票区毎の開票結果の市町集計レベルへの電子記憶媒体による物理的送致、各集計レベルにおける電子装置による集計と集計結果のプリントアウト、及び集計結果の上位集計レベルへの電子記憶媒体による物理的送致である。

なお、1996年自治地域選挙では、コンピューター入力された選挙人名簿が初めて利用された。全国的コンピューター入力作業は、1998年同時選挙までに完了し、現在に至っている。更に、継続的選挙人登録制度（共和国法第8189号第8条）が1996年に導入され、指定された登録日のみでなく、選挙直前の一定期間を除きいつでも登録できるようになった。

4.3 選挙人登録及び本人確認システム計画

1998年選挙の後、偽名を使用した二重登録等を防止する本人確認の技術を必要としていた選挙管理委員会は、選挙人登録及び本人確認システム計画を策定した。本計画は、デジタル化した選挙人の指紋を入力し、登録完了時にすでに入力されている他の指紋と突き合わせ、二重登録を排除することの出来る選挙人の全国的データベースを作成し、登録者に選挙人身分証明書を発行するものであった。しかしながら、1999年に行われた本件装置及び付随サービス調達の入札における落札額が65.88億ペソであったのに対し、議会在が成立させた2000年度予算における選挙管理委員会の予算総額は、12億ペソでしかなかった。この予算上の問題に直面し、契約に関する選挙管理委員会の意思不統一が表面化し、落札業者からはプロジェクトの契約を要求する訴訟が起こされた。最終的には、2002年の最高裁判決により、予算制度上の原則（配分予算額を超えて支出できないこと及び複数年度に亘る契約には予算行政管理省の承認を必要とすること）を理由に契約は無効とされ（Supreme Court, 2002: 1-8）、本計画は、消滅した。

4.4 2004年同時選挙に向けた自動化計画

2002年10月、選挙管理委員会は、2004年同時選挙での包括的自動化選挙システムの全国的実現を目指し、3つの位相からなる近代化計画を決定した。第1位相は、選挙人登録と本人確認であり、顔写真、左右の親指と人差指の指紋、及び署名の3種類のデータを取得し、これら生体データを氏名、性別、生年月日、住所等のデータと合わせて記録する選挙人登録システムを採用した。実際、2003年、フランス SAGEM 社のデータ取得装置が調達され、新規登録者に対し新登録システムが適用された⁽¹¹⁾。

開票と集計の自動化から成る第2位相は、1996年と1998年のムスリム・ミンダナオ自治地域での選挙と同様、マークシート方式であった。マークシート式投票用紙による投票、投票所から開票センターへの投票用紙の物理的送致、開票センターにおける開票、及び電子装置による集計が計画された。第3位相は、次のような開票結果及び集計結果の電子送信であった。各市町における投票区の開票結果は、マニラの選挙管理委員会に即座に電子送信される。この目的のため、市町毎に電子送信センター、マニラに中央集計センター、及び在外選挙のための特別電子送信センターを設置する。各投票所において選挙監査委員会から投票区毎の開票結果を集め、市又は町の電子送信センターに送致し、そこで投票区毎の全ての候補者の得票数がコンピューターに入力され、衛星経由で中央集計センターに電子送信される。中央集計センターは、送信された投票区毎の得票数を合計する (Supreme Court, 2004b: 9-10)。(第2位相と共に実現したなら、市町毎の電子送信センターにおける投票区毎の選挙結果のコンピューター入力、マークシート式投票用紙の読取り機から自動的に行われることになっただろう。)

しかしながら、第2位相と第3位相は、自動化反対派の提起した訴訟における最高裁判決により、すでに約11億ペソを支出した機器調達後になって中止された。前者については、機器納入業者の入札資格に関する疑義、選挙管理委員会と科学技術

省によるマークシート読取り機のテスト不合格、及びテスト後の改善措置の不適切さが、後者については、開票結果の電子送信による集計が法的根拠を欠くことが中止判決の理由であった (Supreme Court, 2004a; & 2004b)。第1位相の生体データを利用した選挙人登録と本人確認システムのみ実施され、現在まで継続している。

4.5 2007年模擬在外選挙とインターネット投票

2007年1月、「1997年自動化選挙システム法」を改正する法律 (共和国法第9369号) が成立した。投票と開票並びに開票結果と集計結果の伝達という2つの面において、旧法は、前者についてはマークシート方式、後者については電子的記録媒体の物理的送致を前提としていたが、新法は、両者における自動化技術の選択肢を拡大した。

上記法改正を受けて、同年7月20日から8月8日までの期間、シンガポールでインターネット投票を利用した海外不在投票の模擬選挙が実験された。大使館に投票用パソコンが設置されたが、選挙人は、自宅でもどこでも通常のパソコンで投票できるようになっていた。選挙人は、パソコン画面の指示にしたがって、事前に郵送されたIDとパスワードを入力し本人確認を行い、架空の候補者及び政党に投票した。投票内容は、インターネットを通してシンガポール大使館の電子装置で集計された。この模擬選挙の目的は、将来の在外選挙において、そして更には本土においてインターネット投票を利用する可能性を見極めるために、その長所、使用可能性、安全性、及び信頼性を評価することであった (COMELEC 2007)。

4.6 2008年ムスリム・ミンダナオ自治地域選挙

2008年ムスリム・ミンダナオ自治地域選挙に際し、マギンダオ州で確認用記録紙 (Voter Verified Paper Audit Trail) 付タッチパネル方式、他の諸州ではマークシート方式という異なったシステムが採用された。これは、2010年選挙の自動化に向

けた実験的意味を持っていた。前者において、選挙人は、各投票区に設置された投票機のタッチパネル上で候補者を選び、記録紙上のプリントアウトを確認する。記録紙は、投票箱に保管される。開票は投票機により行なわれ、開票結果は、投票機から市町の集計センターに電子送信され、集計結果は、より上位の集計レベルに電子送信される。後者においては、開票は、1996年と1998年と同様、マークシート式投票用紙を投票所から開票センターに送致し読み取る方法であったが、開票結果及び集計結果は、より上位の集計レベルに電子送信された（COMELEC, 2008a; & 2008b）。

5. 2010年同時選挙における自動化

上述した経緯を辿り、2010年同時選挙において初めて全国的自動化が実施された。以下、4つの局面毎にその内容を記述する。

5.1 選挙人登録

1996年に導入された継続的選挙人登録制度が続けられており、有権者は、投票日120日前の締め切りまでなら、いつでも市又は町の選挙担当官事務所で登録することができた。また、1996年に導入され1998年から全国的に実施されてきた選挙人名簿のコンピューター入力、及び2004年選挙前に導入された生体データを利用した選挙人登録方法も継続されており、投票用紙交付の際の本人確認に利用するため、名前とともに顔写真と指紋が掲載されている選挙人名簿が作成された。

5.2 投票

投票は、マークシート方式が採用された。経費節減のため全国33万余りの投票区（precinct）を76,347の投票区（clustered precinct）にまとめ、各投票区に1台のスタンドアローン型マークシート読み取り機と投票箱が設置された。読み取り機は、投票区毎にプログラムされた外部記憶媒体が挿入され作動する。

投票用紙は、バー・コードにより1枚毎に区別

され、それぞれ特定の1投票区でしか使用できない。その表側は、全国同一で、フィリピン全土を1つの大選挙区として選出される大統領から下院政党名簿制までの全候補者名が印刷される。裏側は、市町毎に全て異なり、下院小選挙区と地方選挙の全候補者名が印刷される。候補者が多い（大統領候補10名、副大統領候補8名、上院議員候補61名、及び下院政党名簿制参加政党187。下院小選挙区候補者数は小選挙区毎に、地方選挙候補者数は、州および市町毎に異なる。）ので、表裏1枚に収めた一方、かなり長大になった（縦63センチ、横22センチ）（文末の参考資料2参照）。

全ての読み取り機は、投票日の3日前までに人々の立会いの下で投票用紙10枚を用いた模擬投票でテストされ、手作業および読み取り機の両方で開票を行い、それら2つの結果を照合する。更に、模擬投票後の本選挙で不正読み取りが行なわれるようプログラム改竄がなされる惧に対処するため、下院選挙区毎に5つの投票区を投票進行中に無作為抽出し、手作業でも開票を行い、読み取り機での開票結果と照合する。

投票人は、マークシート式投票用紙に印刷された候補者名脇の楕円マークを黒く塗りつぶし、投票用紙を読み取り機に挿入し、読取られた投票用紙は、自動的に投票箱に投入される（COMELEC, 2009a; 2009b; 2009c; & 2010a）。

5.3 開票

投票終了後、各投票区に設置された読み取り機によりその場で開票が行なわれる。（投票用紙を投票所から開票所に運搬する必要がなくなり、投票箱管理の負担が軽減した。）開票終了後、開票結果は、外部からの不正操作が不可能なように、まず読み取り機のビルトインプリンターで8部プリントアウトされる。次に、読み取り機に電子送信用の装置が装着され、暗号化した上でフィリピン大手携帯電話会社3社の開票結果送信専用回線を利用（一部地域では、ベンダーであるスマートマティック社の衛星回線を利用）して選挙管理委員会の中央サーバー、市町レベルの集計委員会、第一党、

第二党、市民選挙監視団体、及びフィリピン放送協会に電子送信する。最後に、開票結果を更に22部プリントアウトする。また、全ての投票区の開票結果は、選挙管理委員会のウェブサイトにアップロードされた (COMELEC, 2009a; 2009b; 2009c; & 2010a)。

5.4 集計

集計は、まず、市町集計委員会が、各投票区の読取り機から電子送信されてきた開票結果をパソコンで集計する。集計結果を基に、市町レベルの当選者が宣言され、集計証明書がプリントアウトされる。集計結果は、州集計委員会へ電子送信され、州集計委員会は、州内全市町からの集計結果をパソコンで集計し、下院小選挙区及び州レベルの当選者を宣言する。最後に、各州の集計結果は、上院議員当選者と下院政党名簿制当選者の宣言を行なう選挙管理委員会および正副大統領当選者を宣言する議会に電子送信される。なお、各レベルの集計作業は、全て電子的に行なわれるが、開票結果及び集計結果は、紙媒体でも同時に送付される (COMELEC, 2009a; 2009b; & 2009c)⁽¹²⁾。

6. 分析と評価

ここでは、第1節で紹介した3つの観点から、2010年選挙自動化について分析と評価を行なう。

6.1 選挙権の保障

まず、選挙人登録については、継続的選挙人登録制度が実施されているにも拘らず、締め切り間際にならないと多くの有権者が登録手続きをしないため、制度が十分生かされていない⁽¹³⁾。それでも、今回の国内における選挙人登録者は、50,723,733人で、2007年選挙時の45,029,443人から5,694,290人増加している。なお、2004年選挙時は、43,536,028人であった (COMELEC, 2010b; 2010c; & 2010d)。また、在外選挙人登録者数は、359,296人 (2004年)、504,124人 (2007年)、そして589,830人 (2010年)と推移している (COAV, Undated)。

投票率は、75% (COMELEC, 2010e) に止まった。フィリピンの投票率は常に高く、初の全国的自動化で有権者の関心が大きかった今回の同時選挙では、更なる投票率の上昇が予測されたにも拘らず、実際には、正副大統領選挙のなかった2007年の73% (COMELEC, 2009d) より若干高いが、同じく正副大統領を選んだ2004年の77% (COMELEC, 2006) を下回ってしまった。1投票区に600人以上の選挙人を割り当てたため待ち時間が長くなり (2時間以上待つ場合もあった) 諦めて帰ってしまう人が多かったのが最大の原因だと見られる。投票区の分割や高齢者への配慮の検討が必要であろう。

マークシート方式による自動化の無効票数に対する影響、特に上院議員候補の選び過ぎによる無効票の発生は、興味深い点であった。直接的統計は作成されていないが、関連する効果を示すデータがある。今回の選挙における投票者数は、38,149,371人で、もし彼らの全てが上院議員改選数の12名を選んでいたら、全上院議員候補の得票数合計は、457,792,452票になるはずである。実際には、297,036,114票で、投票者1人につき平均7.3名の候補者を選んだことになる。2004年選挙と2007年選挙においては、それぞれ7.6名と8.2名であった⁽¹⁴⁾。何名もの候補者名を綴らなければならない自書式投票用紙よりも利用しやすいにも拘らず、マークシート方式の2010年選挙の投票者1人当たり平均候補者数が2004年及び2007年より若干ながら減少していることは、無効票の増加を推測させる⁽¹⁵⁾。

なお、投票用紙は、フォルダーに挟んで読取り機に挿入することになっていたが、実際には、フォルダーが使用されず、脇に控えている選挙監査委員に見られてしまうため、投票の秘密が守られないケースが多かった (House of Representatives, 2010: 3)。

6.2 不正防止

選挙人登録および本人確認は、生体データの利用により二重登録および二重投票の防止に効果を

挙げている。しかしながら、その完全な排除は困難であったと考えられる。なぜなら、現行法上すでに選挙人登録されている者は、2回以上連続して棄権しない限り、改めて登録する必要はないとされているため、生体データは、新規登録者には適用されず、選挙人全体をカバーするまでには至っていないからである。今回、全有権者に対し生体データによる選挙人登録を義務付けようとする動きもあったが、200万人が選挙権を失う（登録しそこなう）という反対にあい、見送られた（House of Representatives, 2010: 24）。また、これまで予算の制約のため見送られていた自動指紋鑑識システム自体の入手が2009年末に実現し、生体データ取得装置のみでは不可能であった偽名を使用した二重登録を自動的にチェックすることが可能となった。だが、二重登録の取消しは、現行制度上、自動的ではなく法手続きを要するため、二重登録及び二重投票を完全には排除できない。基本的人権である選挙権を単なる疑念だけで剥奪すべきでないがゆえの現行制度であるが、生体データによれば確実に判断できるので、今後、全有権者に対する新システムの適用及び二重登録の登録時における自動却下の制度が望まれる。

投票に関しては、二重投票以外に、事前記入された投票用紙の使用、投票用紙のすり替え、投票時間外における読取り機の操作が行なわれたことが報告されている（House of Representatives, 2010: 6 & 22）。しかしながら、類似した不正は従来の手作業の選挙にも存在しており、今回も見られた買収や脅迫などと同様、必ずしもICTがもたらした問題ではない。むしろ、読取り機の操作記録が、規定の投票時間以前または以後に行なわれた読取り、あるいは通常あり得ない殆ど等時間間隔（15秒おき）での読取りを表示していた（House of Representatives, 2010: 4-5 & 22）ため、従来なら見逃されていたかもしれない不正の存在が認識されたことを評価すべきだろう。

開票については、手作業における票の水増しのような不正は困難になった一方、プログラムの改竄やハッキングなどの遠隔不正操作等の新しい種

類の不正の可能性が出てきたので、その防止策を採ることが重要であった。スタンドアロン型読取り機の使用、投票日前の全投票区での模擬投票、投票進行中に無作為抽出した投票区での手作業による開票結果の照合、そして読取り機に電子送信用装置を装着する前における開票結果のプリントアウトもそのためであった。それでも、外部記憶媒体の事前又は事後の改竄すり替えによる不正読取り又は開票結果のすり替えが行なわれた疑いがあったり、純正品以外の読取り機プリントアウト用紙の使用や開票結果を電子送信せず記憶媒体を物理的に送致する等、不正を疑わせる手続き違反が行われた投票区が存在する（House of Representatives, 2010: 6 & 8; CenPEG, 2010）。

集計については、開票結果を電子的に受け取った複数の主体が迅速に独自集計を行なえるようになったことから、公式集計を簡単にチェック出来るようになり、不正の抑止に役立った。更に、全投票区の開票結果が選挙管理委員会のウェブサイトにもアップロードされたことは、誰でも開票結果を確認し意思と能力があれば集計さえできるようにしていた。

以上のように、従来の手作業の場合、大規模な得票数の操作が可能であった市町及び州レベルの集計過程で最も大きな不正が行なわれてきたのに対し、それが困難となった今回、投票区レベルに不正が集中し、しかも新旧様々な種類が現れた。異議申立件数（election protest cases）で見ると、市及び州レベルの選挙では、2004年選挙で68件、2007年選挙で73件であったのに対し、2010年選挙では96件に増加した（COMELEC, 2010f）。下院議員選挙でも、2004年選挙で16件、2007年選挙で29件であったのに対し、2010年選挙では48件に増加した（House of Representatives Electoral Tribunal, Undated）。他方、全国1選挙区であるがゆえに投票区レベルでの不正や間違えの影響が小さい上院議員選挙では、2004年選挙と2007年選挙に1件ずつあったが、2010年選挙での異議申し立てはなかった（Senate Electoral Tribunal, Undated）⁽¹⁶⁾。

6.3 選挙行政の合理性

まず、今回の選挙は、準備不足のため少なからぬ問題を生じたことが指摘される。最大の危機は、投票日1週間前に行なわれたマークシート読取り機テストで、裏面にある下院小選挙区及び地方選挙の開票が正確に行われなかったことが発見されたことである。それは、投票用紙のレイアウトを選挙間際になって候補者名を縦並びから横並びに変更した時、スペースに余裕のある裏面をダブルスペースにしたため生じた。急遽、投票区毎にプログラムを修正した外部記憶媒体が全国の投票所に発送されたが、投票日前日になって届いた投票所もあった。この不祥事は、自動化の実施が一時危ぶまれたのみでなく、どさくさに紛れた外部記憶媒体の改竄やすり替え等の疑いを招いてしまった。また、準備不足は、各投票区を取り仕切る選挙監査委員会が、訓練不足のため投票区での決められた手続きを完全に踏まなかった⁽¹⁷⁾ことや、議会や記者会見を含む様々な場でベンダーの代表が選挙管理委員と常に同席し説明に当たる等、選挙管理委員会がベンダーに大きく依存していたことにも表れていた。ムスリム・ミンダナオ自治地域でのパイロット・テストからいきなり全国的自動化を実施するのでなく、特定の地域又は機能から段階的に導入していれば、以上のような事態は避けられたであろう。

効率性に関しては、市町レベルの当選者が投票日翌日の5月11日から順次宣言され、下院小選挙区及び州レベルの当選者がそれに続き、5月15日には上位9名の上院議員当選者が宣言され、5月18日には上院議員12名全てが決定される等、手作業では考えられない大きな改善が見られた。しかしながら、正副大統領当選者の宣言は、6月9日にずれ込んだ。これは、アキノ大統領候補のリードが決定的であったにもかかわらず、副大統領選が僅差であったこともさることながら、正副大統領当選者を宣言する議会が集計手続きの決定に手間取ったからである。また、公式集計は、投票区、市町、州、そして中央とそれぞれのレベルで順を追って行われた。そのため、非公式集計では、最

終結果が明白な場合でも、1投票区の開票結果あるいは1市町の集計結果が遅れただけで、全ての公式集計過程が滞る事態が散見された。これは、自動化を前提とした現在の法律(2007年改正法)が、以前と同様の手続きを規定しているからである。ここでICTを最大限活用するには、投票区の開票結果を各選挙最終レベルの集計委員会へ直接送信することを可能にする制度設計が更なる効率化のために望まれる。

正確性に関しては、全ての投票区での開票結果を選挙管理委員会のウェブサイトにアップロードしたこともあり、集計過程での大規模な票数の改竄および人為的ミスは排除されたと考えてよい。しかしながら、異議申し立てを減少させる効果は、投票区レベルでの数々の不正疑惑や手続き違反のため期待外れに終わった。

経費は、2010年国家予算の約1%に当たる総計185億3,702万ペソ(約370億円)で、その内訳は、選挙準備業務が18億3,061万ペソ、国政及び地方選挙経費が52億1,653万ペソ、自動化のための補足経費が113億179万ペソ(その内約1億5,000万米ドル相当がベンダーに支払われた)、そして在外選挙経費が1億8,808万ペソであった。2004年選挙の経費総計40億463万ペソ、2007年選挙の経費総計78億7,158万ペソと比較すると、自動化が非常に高価だったことがわかる⁽¹⁸⁾。

7. おわりに

ここで検討してきたフィリピンの事例は、主に不正防止と非効率の改善を目的としたものであり、今回の自動化選挙は、全体として成功であったと一般的に受け取られている(Pulse Asia, 2010; SWS, 2010)。確かに、ICTの導入により顕著な効率化が実現した。新技術のメリットを最大限活用できる制度改革により、更なる改善も望める。しかしながら、不正に関しては、前述したように様々な疑惑が生じている。ここには、選挙行政における技術の根本に係わる問題がある。

まず、買収や脅迫による不正の発生は、ICTと

ほとんど無関係である⁽¹⁹⁾。次に、何らかの理由で1つの政治勢力が（システム全体ではなくとも）投票区ないし投票所の運営を支配する状況が生じると、どのような技術をもってしても不正を防止するのは困難である。更に、不正防止の様々な技術が開発されても、それらの技術を破る技術が必ず出現する。したがって、不正の完全防止は不可能だとみるべきであろう。そうであるなら、不正が不可能なシステムを求めるより、不正が行なわれたなら（また間違えが生じたなら）必ず見つかると、不正を抑止するシステムを考えるべきである。そして、それは、一部の専門家のみでなく一般市民も理解できるものでなければならない。ここで最も重要なのが、最適冗長性である。

最近、これまで電子投票等のICT導入を積極的に進めてきたオランダ、ドイツ、アイルランド、及び米国の大多数の州で確認用記録紙を伴わないタッチパネル式電子投票が禁止された。この動向は、ハッキングが可能であることが実証されたり、選挙管理組織やベンダー等の部内者による不正が可能であることに対応し、投票結果について電子媒体のみでなく物理的証拠の必要性が認識されたからである（Rao, 2010: 2-5）。今回のフィリピン選挙は、マークシート方式で、紙の投票用紙が使用された。投票用紙は、選挙訴訟が提起された場合、再開票に利用されうる。また、下院小選挙区毎に投票進行中に無作為抽出された5つの投票区で、手作業での開票作業を行い、読取り機での開票結果を確認した。抽出された投票区数が十分であったかについての議論はあるが、全国に76,347の投票区と229の小選挙区が存在するので、平均すれば全体の約1.5%の投票区で再確認が行われたことになる。更に、全ての投票区の開票結果が選挙管理委員会のウェブサイトにアップロードされたので、集計結果の透明性が高まったことは、すでに指摘した。コストを負担できれば、他にも冗長性を高める方法は、いくつもありうる。

もっとも、電子投票をブラックボックスとして否定する立場（Rubin, 2006; Rao, 2010）がある一方、電子投票のみでなく全ての投票方法にブラッ

クボックス問題があり、全ての投票システムが使用可能性、安全性、及び検証可能性の同一基準で判断されるべきとの立場（Alvarez & Hall, 2008）もあり、議論は様々である。また、投開票を含め、選挙に利用しうる技術も様々である。現実には、それぞれの国の個別事情（選挙の様態、歴史的経緯、地理的社会的条件、予算その他の資源の制約等）に応じ何が適切な技術なのかを判断し、最適なシステムを構築すべきである。

日本について言えば、新たなセキュリティー上のリスクとコストを負ってまで電子投票を導入する必要性は、ないであろう。開票集計は、手作業ながら世界で最もシンプルな単記式投票用紙⁽²⁰⁾を使用した非常に効率的なものである。多くの場合、投票日当日に結果が判明し、遅くとも翌日には終了する。電子投票導入のメリットとして開票集計時間の短縮が挙げられているが、数時間を数十分に短縮したところで民主主義の実質に大きな違いが生じるとは言えない。電子投票は、候補者名が判読困難になることがないので、より正確であることも主張されているが、教育水準の高い日本なら、投票所にて張り紙で注意を喚起する等の原始的方法でも十分対処出来よう。電子投票で人件費が節減できるのは確かであるが、装置の購入（又はリース）、保守、及び買替えにも費用はかかる。

そもそも日本の電子投票は、政府の情報化推進政策の文脈において電子政府実現の一環として進められたのであり、選挙行政の現場における内在的必要から始まったものではない⁽²¹⁾。これまで、2001年の電磁記録投票法により電子投票の導入が地方選挙で認められ、いくつかの自治体で合計20回程度実施されてきたが、装置の不具合で混乱を生じたため訴訟で選挙結果無効の判決が下された例や導入した後で結局撤退した自治体もあり、電子投票は余り普及していない⁽²²⁾。2007年には、国政選挙に電子投票を導入する法律案が国会に提出されたが、セキュリティー上の理由等で結局成立は見送られている。

日本で最も重要な観点は、「選挙権の保障」であろう。投票率は50%から60%前後で、米国より

は若干高いが、フィリピンよりかなり低い。電子機器利用による選挙システム研究会の2002年報告書では、選挙人名簿のネットワーク化による指定投票場所以外での投票可能化の段階が想定されている（電子機器利用による選挙システム研究会，2002；岩崎，2009：90-96）が、これは電子投票と切り離して実現可能であり、有権者にとっての利便性と投票率の改善になるであろう⁽²³⁾。また、自署できない有権者には、タッチパネル式投票機を例外的に認めることは可能⁽²⁴⁾であり、投票の秘密を守るためある程度の人数にまとめ特別投票所の設置が検討されよう。最後に、ICTは、投票・開票のみでなく、有権者登録、本人確認、データ送信、集計等、様々な局面で活用される。特に、有権者登録及び本人確認には、生体データや署名を利用する国が増加している。顔写真付身分証明書の確認もせず事前郵送されたハガキ（入場整理券）で投票を認める日本のやり方は、他人のなりすましが容易であり、不正防止の盲点だと思われる⁽²⁵⁾。選挙人名簿のネットワーク化や指定投票場所以外での投票可能化とともに、ICTを利用した選挙人登録と本人確認が望まれる。

注

- (1) 選挙行政 (electoral administration 又は election administration) と類似した概念に選挙管理 (election management) があり、例えば、Pintor (2007) や International IDEA (2006) のように両者を殆ど区別しないで使用しているものもあるが、本稿では、IFES (2006) と同様、後者を選挙の直接的な管理運営に関するより狭い意味に捉える。
- (2) 選挙サイクル内の項目は、EARC (2011)、International IDEA (2006: 16) 及び European Commission (2006: 46) を参考にした。
- (3) この分野の基本的文献は、Pintor (2000) や International IDEA (2006) の巻末に挙げられている。
- (4) IFES は、1987年に設立された米国首都ワシントンに本部を置く国際非営利組織 (NPO) で、選挙支援による民主主義の促進を目的とし、100カ国以上での活動実績を持つ。USAID や国連を初めと

する主要国援助機関や国際機関から活動資金を得ている (IFES, 2011)。フィリピンでも、2004年から活動を継続しており、選挙管理委員会や市民団体と協働関係にある (IFES, Undated)。International IDEA は、世界における民主主義の維持・促進を目的として1995年に西欧を中心とした14カ国 (現在の正式メンバーは27カ国で、日本はオブザーバー) による政府間組織としてストックホルムに設立された。その特徴は、研究者と各国の現地で活動する実務家の橋渡しとなっていることである (International IDEA, 2011)。IFES と International IDEA は、1999年にオーストラリア選挙委員会、UNDP、及び国連選挙支援部と共に、選挙行政官のための研修プログラムを発足させている (BRIDGE, 2011)。

- (5) これら文献の多くは、デジタル化され国際選挙制度財団の電子図書館に所蔵されている (<http://www.ifes.org>)。
- (6) 研究の観点も様々であり、投票技術 (Stein, et al., 2008)、選挙行政官 (Kimball & Kropf, 2006)、期日前投票制度及び不在者投票制度 (Fortier, 2006)、在外選挙 (Pew Center on the States, 2009; International IDEA, 2007)、分権的選挙行政制度の諸問題 (Fogg, 2004)、選挙人による評価 (Atkeson & Saunders, 2007)、比較研究 (Mayer, 2007)、その他多岐に亘っている。
- (7) 例えば、Kimura (2009; & 2010) がある。
- (8) 例えば、Alvarez & Hall (2008) は、これら3つの観点に対応する「公民権」、「不正」、及び「選挙の失敗」の3つの枠組みの間の緊張関係の中で、電子投票について論じているし、Fortier (2006) は、選挙の保障 (選挙人にとっての利便性と投票率の改善) と不正の防止とのバランスの文脈において、期日前投票制度及び不在者投票制度を検討している。また、在外選挙の議論が選挙権の保障の観点からなされやすい等、単一の観点からの研究も多い。
- (9) 選挙人登録は、職権主義 (在外選挙人登録に限り申請主義) の日本の場合、有権者が申請しなくても住民基本台帳に基づき自動的に選挙人名簿に

- 掲載されるので、殆ど問題にならないが、申請主義の国の場合、選挙人登録がどれだけ容易になったかは、選挙権行使に決定的重要性を持つ。投票率は、選挙権行使の最も基本的指標であることは自明であろう。無効票の発生率は、有権者の投票意図を正確に読み取ることに関連し、異なった投開票技術の優劣を比較する場合の基本的指標の1つである。例えば、分権的選挙行政を持つアメリカでは、州ごと、場合によっては自治体ごとに異なった投開票システムが採用されており、それらを比較し評価する研究には無効票の発生率が通常含まれる (Stewart, et. al., 2008: 3)。
- (10) 選挙行政を中心とした不正の歴史的記述については、Calimbahin (2009: 37-157) が詳しい。
- (11) アーネスト・デル・ロザリオ (Ernesto R. del Rosario) 選挙管理委員会情報技術局長インタビュー、2007年9月6日、於選挙管理委員会 (マニラ市)。
- (12) 但し、在外選挙 (正副大統領、上院議員、及び政党名簿制選挙のみが投票対象) は、香港とシンガポールで自動化された以外、手作業で行なわれた。また、正副大統領選挙の集計を行なう議会は、州レベルと在外の集計結果をコンピューター入力するとともに手書きの掲示も併用した。
- (13) ジェームス・ヒメネス (James Arthur Jimenez) 選挙管理委員会教育広報局長インタビュー、2010年9月21日、於選挙管理委員会 (マニラ市)。
- (14) (COMELEC, 2006; Undated-a; Undated-b; & Undated-c) に基づき算出。
- (15) 上院議員候補の選び過ぎによる無効票 (他の公職に対する投票は無効とならない) は、12名分の欄が設定されている自書式投票用紙では通常発生しない。なお、マークシート方式でも、選び過ぎの場合、挿入した投票用紙を逆戻りさせ投票者に訂正させる機能を持った機種も開発されている。
- (16) なお、町レベルの選挙における異議申し立ても、増加している。サガ・マバニン (Saga D. Mabaning) 選挙管理委員会裁定局記録課長インタビュー、2010年9月24日、於選挙管理委員会 (マニラ市)。
- (17) 例えば、開票結果の選挙監査委員による電子署名の欠如。ジェームス・ヒメネス前掲インタビュー。
- (18) 但し、2010年選挙の選挙準備業務及び自動化のための補足経費は、2009年に配分された。また、2004年選挙の金額には、最高裁判決で中止された自動化に支出した費用 (約11億ペソ) は含まれていない。エドゥアルド・メホス (Eduardo D. Mejos) 選挙管理委員会財務局長インタビュー、2010年9月21日、於選挙管理委員会 (マニラ市)。
- (19) 尤も、どのような状況下でも投票内容を他人に知られ得る方法で投票することが絶対に不可能な技術が開発されれば、脅迫や買収を封じ込めることが出来るかもしれない。
- (20) 投票用紙の構造 (ballot structure) は、電子投票利用にあたって最初に考慮すべき要素である。フィリピンや米国のように一度の選挙で多くの公職に投票する場合や、オーストラリアの移譲式のように複雑な集計を行う場合は、手作業の限界が大きいため自動化のメリットが格段に大きい。
- (21) 日本での電子投票導入の経緯については、岩崎 (2009) が詳しい。なお、諸外国の状況については、湯浅 (2008) が33か国の電子投票を検討している。
- (22) 電磁記録投票法が成立してから10年が経過する現在、電子投票を導入したのは全国千七百余りある市町村の1パーセントにも達していない。
- (23) 特に、現在の不在者投票制度において選挙人が投票用紙を入手するためには、所属地の選挙管理委員長に対し事前に請求する必要があるが、選挙人名簿のネットワーク化により所在地の投票記載場所ですべての不在者投票手続きを完了することができよう。尤も、米国では利便性の改善が投票率の上昇にそれほど関係しないとの研究もあり (Fortier 2006)、日本でもこの関係は経験的に確認されるべき事項であるが、利便性の向上は、それ自体で価値がある。
- (24) 例えば、州のほぼ全域で郵便投票を実施している米国ワシントン州のスポケン群では、HAVA (Help America Vote Act) に基づき、視覚障害者が画面上の文字を拡大したり音声の出る特別の投票機によって投票用紙にマークを記入できるようにしている。記入済み投票用紙は、通常の場合と

同様に郵送される。マイク・マクローリン (Mike McLaughlin) スポケン郡選挙担当官 (Election Manager) インタビュー, 2011年2月25日, 於スポケン郡選挙管理事務所。また, ワシントンDCの有権者は, 投票所でマークシート式かタッチパネル式かを選択することができる。アリソン・マクローリン (Alysoun McLaughlin) ワシントンDC選挙管理委員会 (Board of Elections and Ethics) 広報担当官インタビュー, 2010年9月3日, 於ワシントンDC。

(25) 最近では, 2011年5月29日の水戸市長及び市議会議員選挙の期日前投票でなりすましが発生している (茨城新聞, 2011)。

参考文献

- Alvarez, R. Michael, and Thad E. Hall. 2008. *Electronic Elections: The Perils and Promises of Digital Democracy*. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Atkeson, Lonna Rae, and Kyle L. Saunders. 2007. The Effect of Election Administration on Voter Confidence: A Local Matter?. *Political Science and Politics*, October 2007, pp. 655-660.
- Building Resources in Democracy, Governance and Elections (BRIDGE). 2011. Welcome to BRIDGE-A Course in Electoral Processes. (<http://bridge-project.org>) 2011年5月31日現在.
- Calimbahin, Cleo. 2009. The Promise and Pathology of democracy: The Commission on Elections of the Philippines. Ph.D. Dissertation: University of Wisconsin Madison.
- _____. 2011. Exceeding (Low) Expectations: Autonomy, Bureaucratic Integrity, and Capacity in the 2010 Elections. *Philippine Political Science Journal*, 32 (55): 103-126.
- Carlos, Clarita R. 2004. *Electoral Reform in the Philippines: Issues and Challenges*. Makati City: Konrad Adenauer Foundation.
- Center for People Empowerment in Governance (CenPEG). 2010. The CenPEG Report on the May 10, 2010 Automated Elections, A Synopsis. Commission on Elections (COMELEC), Republic of the Philippines. 2001. Modernization of the Electoral Process: Historical Background (1992-1999).
- _____. 2006. Number of Registered Voters and Voters Who Actually Voted and Percentage of Voting by Region, May 10, 2004 National and Local Elections, Preliminary Report (as of April 10, 2006).
- _____. 2007. White Paper on Internet Voting.
- _____. 2008a. Resolution No. 8491. General Instructions for the Boards of Election Inspectors (BEIs) on the Casting and Counting of Votes in Connection with the 11 August 2008 Election in the Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM).
- _____. 2008b. Resolution No. 8500. General Instructions Governing the Consolidation, Transmission, and Canvassing of Votes in Connection with the August 11, 2008 Election in the Autonomous Region in Muslim Mindanao (ARMM).
- _____. 2009a. Resolution No. 8576. Policy Issues in the Matter of the Automation of the May 10, 2010 National and Local Elections.
- _____. 2009b. Project Specifications: Election Automation 2010.
- _____. 2009c. Automation Scenario: May 10, 2010 National and Local Elections.
- _____. 2009d. Number of Registered Voters and Voters Who Actually Voted and Percentage of Voting by Province, May 14, 2007 National and Local Elections, Preliminary Report (as of September 15, 2009).
- _____. 2010a. Revised General Instructions for the Board of Election Inspectors (BEI) on the Voting, Counting, and Transmission of Results in Connection with the 10 May, 2010 National and Local Elections (Resolution No. 8786). Promulgated on March 4, 2010.
- _____. 2010b. Election Statistics, Number of Regis-

- tered Voters and Established/Clustered Precincts, May 10, 2004 National and local Elections as of 28 April 2004.
- _____. 2010c. Election Statistics, Number of Established and Clustered Precincts and Registered Voters, May 14, 2007 National and local Elections as of April 20, 2007.
- _____. 2010d. Election Statistics, National Summary by Province per Region, May 10, 2010 National and Local Elections as of January 2010.
- _____. 2010e. Number of Registered Voters and Voters Who Actually Voted and Percentage of Voting by Province, May 10, 2010 Automated National and Local Elections, Preliminary Report (as of September 4, 2010).
- _____. 2010f. Election Protest Cases Statistical Data (Electoral Contest Adjudication Department).
- _____. Undated-a. Election Results, May 10, 2004 National and Local Elections, National Board of Canvassers for Senators and Party-List Representatives, National Tally Sheet, Senatorial Canvass Report No. 20 (By Rank), as of June 2, 2004 - 11:20 AM.
- _____. Undated-b. Election Results, May 14, 2007 National And Local Elections, National Board of Canvassers for Senators and Party-List Representatives, National Tally Sheet, Senatorial Canvass Report No. 31 (Ranked), as of August 8, 2007 - 06:00 AM.
- _____. Undated-c. May 10, 2010 National and Local Elections, National Canvass Report No. 10. Committee on Overseas Absentee Voting, Commission on Elections (COAV). Undated. Statistical Report on Voters Who Actually Voted per Post: 2004, 2007, and 2010 Local and National Elections.
- 電子機器利用による選挙システム研究会. 2002. 「電子機器利用による選挙システム研究会報告書」. Election Administration Research Center (EARC), University of California Berkley. 2011. What is "Election Administration?" (<http://earc.berkeley.edu/faq.php>) 2011年3月18日現在.
- Erben, Peter, Beverly Hagerdon Thakur, Craig Jenness, and Ian Smith. 2004. CEPPS Philippines Election Observation Program: Strengthening the Election Process (IFES Final Report).
- European Commission. 2006. *Methodological Guide on Electoral Assistance*. Brussels: European Commission.
- Fogg, Karen. 2004. Election Administration in the European Union: Some Aspects of the Experience of Voters and Candidates (A paper presented at the UK Electoral Commission, European Parliamentary Elections Seminar, Cardiff, 9 July 2004).
- Fortier, John C. 2006. *Absentee and Early Voting: Trends, Promises and Perils*. Washington D.C.: The AEI Press.
- Garber, Marie. 1993. Modernizing Philippine Elections - Part One: A Report to the Commission on Elections, Republic of the Philippines, June 1993. House of Representatives, Republic of the Philippines.
2010. Chairman's Report: The Committee on Suffrage and Electoral Reforms Hearings on the Alleged Fraud and Precinct Count Optical Scan (PCOS) Machine Manipulation in the May 10, 2010 Elections.
- House of Representatives Electoral Tribunal. Undated. Election Protests.
- 五十嵐誠一. 2011. 『民主化と市民社会の新地平—フィリピン政治のダイナミズム—』東京：早稲田大学出版部.
- 茨城新聞. 2011. 「水戸市長・市議選 詐偽投票容疑 26歳男逮捕 期日前, 成り済まし」2011年6月17日, p. 21.
- International Foundation for Electoral Systems (IFES). 2006. *Advancing Reforms in Philippine Election Administration and Management: Toward A Comprehensive Approach (Final Project Report)*.
- _____. 2011. Frequently Asked Questions. (<http://www.ifes.org/About/FAQ.aspx>) 2011年9月22日現在.

- _____. Undated. Supporting Transparent, Accountable and Modern Elections in the Philippines (STAMP).
- International Institute for Democracy and Electoral Assistance (International IDEA). 2006. *Electoral Management Design: The International IDEA Handbook*. Stockholm: International IDEA.
- _____. 2007. Voting from Abroad: The International IDEA Handbook. Stockholm: International IDEA.
- _____. 2011. About Us. (<http://www.idea.int/about/>) 2011年9月22日現在.
- 岩崎正洋. 2009. 『e デモクラシーと電子投票』日本経済評論社.
- Kimball, David C., and Martha Kropf. 2006. The Street-Level Bureaucrats of Elections: Selection Methods for Local Election Officials. *Review of Policy Research* 23: 1257-1268.
- Kimura, Masataka. 2009. The Information and Communication Technology and Electoral Modernization: Lessons from the Philippines. *Philippine Political Science Journal*, 30 (53): 59-88.
- _____. 2010. ICT and Reform in Electoral Administration: An Assessment of Philippine Electoral Modernization. in Kasuya, Yuko and Quimpo, Nathan Gilbert, eds. *The Politics of Change in the Philippines*. Manila: Anvil Publishing.
- 木村昌孝. 2008. 「フィリピンの選挙における ICT の導入」. 『茨城大学政経学会雑誌』 78: 53-75.
- Mayer, Kenneth R. 2007. Comparative Election Administration: Can We Learn Anything From the Australian Electoral Commission? (A paper prepared for the 2007 Annual Meeting of the American Political Science Association)
- Pew Center on the States. 2009. No Time to Vote: Challenges Facing America's Overseas Military Voters (http://www.pewcenteronthestates.org/uploadedFiles/NTTV_Report_Web.pdf).
- Pintor, Rafael Lopez. 2000. *Election Management Bodies as Institutions for Governance*. Bureau for Development Policy, United Nations Development Programme.
- Pulse Asia. 2010. Ulatng Bayan: May 2010 Elections.
- Rao, GVL Narasimha. 2010. *Democracy at Risk!: Can we trust our electronic voting machines?* New Delhi: VETA (Citizens for Verifiability, Transparency & Accountability in Elections).
- Rubin, Aviel D. 2006. *Brave New Ballot: The Battle to Safeguard Democracy in the Age of Electronic Voting*. New York: Morgan Road Books.
- Santiago, Miriam defensor. 1991. *How to Fight Election Fraud*. Makati: Movement for Responsible Public Service.
- Senate Electoral Tribunal. Undated. Senate Electoral Tribunal (A List of Election Protest Cases).
- Social Weather Station (SWS). 2010. Second Quarter Social Weather Survey: 75% of Filipinos satisfied with the conduct of the May 2010 elections.
- Stein, Robert M., Greg Vonnahme, Michael Byrne, and Daniel Wallach. 2008. Voting Technology, Election Administration, and Voter Performance. *Election Law Journal*, 7 (2): 123-135.
- Stewart, Charles III, Adam Berinsky, Gabriel Lenz, R. Michael Alvarez, Stephen Ansolabehere, and Thad Hall. 2008. Evaluating the Performance of Election Administration across the States: Lessons from the 2007 Gubernatorial Elections and the 2008 Super Tuesday Primary. (A paper prepared for the 2008 annual meeting of the American Political Science Association.)
- Supreme Court, Republic of the Philippines. 2002. Commission on Elections, et al. vs. Judge Ma. Luisa Quijano-Padilla, et al. G.R. No. 151992.
- _____. 2004a. Information Technology Foundation of the Philippines, et al. vs. Commission on Elections, et al., G.R. No. 159139.
- _____. 2004b. Sixto S. Brillantes, Jr. vs. Commission on Elections, G.R. No. 163193.
- Tangcangco, Luzviminda G. 1992. *The Anatomy of Electoral Fraud: Concrete Bases for Electoral Reforms*.


Manila: Matrix.

湯淺塾道, 2008. 「各国の電子投票制度」. 『九州国際大学法学論集』第14巻第3号, pp. 21-89.

後 記

本稿は、筆者が現在実施している文部科学省科学研究費補助金、基盤研究（C）「フィリピンの選挙行政改革」の成果の一部である。

<参考資料 1>


OFFICIAL BALLOT
 MAY 10, 2004

Fill out this ballot secretly using a ballot secrecy folder. Do not put any distinctive mark on any part of this ballot.

| | |
|--|--|
| <p>PRESIDENT _____</p> <p>VICE PRESIDENT _____</p> <p>SENATORS</p> <p>1. _____ S _____</p> <p>2. _____ P _____</p> <p>3. _____ _____</p> <p>4. _____ E _____</p> <p>5. _____ _____</p> <p>6. _____ C _____</p> <p>7. _____ _____</p> <p>8. _____ I _____</p> <p>9. _____ _____</p> <p>10. _____ _____</p> <p>11. _____ _____</p> <p>12. _____ _____</p> <p>PARTY LIST</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p style="font-size: x-small;"><i>Select one from among the Political Parties, Sectoral Parties (Labor; Peasant; Urban Poor; Indigenous Cultural Communities; Women; Veterans; Elderly; Disabled; Fisherfolk; Overseas Workers; Youth or Professionals), Organizations or Coalitions enumerated in the certified list posted on the ballot secrecy folder.</i></p> | <p>CONGRESSMAN/ REPRESENTATIVE _____</p> <p>GOVERNOR _____</p> <p>VICE-GOVERNOR _____</p> <p>MEMBERS SANGGUNIANG PANALAWIKAN/ PROVINCIAL BOARD</p> <p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>MAYOR _____</p> <p>VICE MAYOR _____</p> <p>MEMBERS SANGGUNIANG BAYAN MUNICIPAL COUNCIL</p> <p>1. M _____</p> <p>2. E _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. N _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p> |
|--|--|

〈参考資料 2〉

